

広州市政府と日本企業の投資・ビジネス環境に関する交流会 (意見交換会)

2017年8月22日に広州大厦にて、広州市政府と日本企業の投資・ビジネス環境に関する交流会が開催されました。交流会の中で行われたQ&Aセッションにつき、在広州日本国総領事館にて仮訳を作成頂きましたので、ご参考まで以下のとおり掲載いたします。

1. 環境保護税法

質問：2018年1月から中国全土で施行される環境保護税法について、広東省における細則はいつ頃発表されるのか。また、現時点で判明している点（課税対象、現状との変更点）につき、具体的にご教示頂ければ幸い。

回答：環境保護税法は2018年1月より施行予定であり、細部を定めた環境保護条例に関しては、現在パブコメを実施しているところである。広東省財政庁は、環境保護税を適用した際の税額を試算し、既に「環境保護税目税額表」の規定に基づき、大気汚染物や水質汚染物に関する適用税額を省政府に報告済である。広州市でも、中央や省政府の指示に従い、広州市内における環境保護法適用税額を試算中である。同時に、適用税額及び納税申告手続きに関して、省政府に意見と要望を提出した。広州市としては、環境保護条例における徴税条件、対象、税額減免及び広東省における税額適用基準に関して、今後も注視して参りたい。随時、最新情報を企業の皆様にお伝えしたい。

2. 日本人学校

質問：当地に進出し、投資する日本企業にとって、日本人学校は重要な基礎インフラであり、日系企業の進出や投資の意思決定に重要な役割を果たしている。ただ、広州日本人学校は現状で高額な校舎賃借料を支払っており、同校の学費は中国国内の日本人学校の中でも高いレベルにあると認識している。日本人学校の運営は、校舎賃借料及び生徒数の変動により影響を受け、今後これらの変動により、広州日本人学校の運営が困難になった場合は、日系企業の進

出や投資にも影響しかねない。同校の今後の運営に関し、当方からお願いをすることによって広州市政府の関係部署と広州日本人学校の理事会との間で意見交換等を行う場を設定していただくことは可能か？

回答：日本人学校の管轄に関して、以前は広東省教育庁が直接管轄していたが、今では権限委譲の一環として、今後は、広州市教育局の管轄になる。まず初めに、広州市政府としては、意見交換会にぜひ参加したい、これは当局の責務でもある。日本人学校の運営環境改善の一助になりたい。次に、校舎賃借料の関係ですが、正直、これは私人間契約に関わる問題であり、まずは契約者双方によるコミュニケーションが重要である。他方、政府としては、この双方によるコミュニケーションの中に第三者として参加することは可能。なお、政府としては、校舎賃借料に対する補助金事業（黄金40条の一つ）をもっている。もし、この事業の執行要件に合致すれば、補助金を支給することは可能となる。ぜひご検討いただきたい。

3. 流通改革

質問：広東省政府は17年3月17日付粵政弁〔2017〕21号通知にて、小売業の改革の一環として、輸入食品の検疫簡素化などを打ち出したが、本通知の具体的な細則、施行時期などをご教示願いたい。

回答：広東省では検疫簡素化に力を入れて取り組んでいるところ。まず、通関手続について、通関申告のワンストップサービス、ペーパーレス申告、審査手続の標準化などを進めており、可能な限り時間短縮に努めたい。次に、輸入

食品に関する検疫だが、これは全国統一のサンプル調査制度を実施しており、以前と比べ検疫体制の効率化を実現している。

4. 南沙自由貿易試験区

質問：広州市政府は南沙自由貿易試験区（南沙自貿区）の発展に注力していると聞く。企業の経済活動をさらに促進するために、南沙自貿区の進出企業に対する優遇策など新たな施策はあるか。また、同自貿区の一部地域では、交通の便が悪く住宅や教育施設の整備が遅れており、求人に対し応募が少なく従業員の採用が困難な状況である。企業への支援策をご教示願いたい。

回答：最近、南沙自貿区は新しい産業発展戦略を発表したばかりであり、現在パブコメ中である。我々はこの戦略を「1+1+10」で構成されており、「1」は南沙区の全体発展方針である、次の「1」は産業発展資金の管理方法、「10」は十項目の産業政策を指している。業種別支援としては、本社経済（地域本部の設置）、科学イノベーション、先進製造業・建築業、水運物流業、金融サービス業、貿易、現代サービスに力を入れており、横断的政策としては、高等人材、産業用地、プロジェクト誘致の優遇措置がある。次に、ご指摘のとおり、南沙自貿区において、交通及び教育面において整備が遅れている面は否めない。南沙区としては、総合交通システム計画を策定したばかりであり、具体的な改善プログラムとして80以上あり、投資額としては2,000億元を上回る規模である。教育面では、優秀な学校や校長／教師の誘致を積極的に行っているところ。ハードソフトの両面から南沙自貿区のビジネス環境を改善していきたい。

5. ロイヤリティ課税

質問：税関総署第20号及び第13号公告の施行後、中国側の輸入者が別途輸出者に支払ったロイヤリティを貨物の輸入価格に合算し課税価格を計算すべきと税関から指摘され、過去に遡及し追徴課税されたケースが散見される。制度の運用に当たっては、課税価格にロイヤリティを合算する根拠、調査対象となる遡及期間等を明示頂くとともに、企業側の負担が過大にならないよう配慮願いたい。

回答：ロイヤリティ関税について、ご指摘のとおり、2016年及び2017年に税関総署第20号及び第13号公告が施行され、法令（課税価格に関する弁法第11条と第13条）に基づき、ロイヤリティを貨物の輸入価格に合算し課税価格を計算することになった。遡及期間に関しては

税関法第45条の規定により、遡及期間は3年と定められている。なお、企業による自主返納が行われた場合、必要な手続を行った上で、追徴金の減免が可能である。

6. 検疫簡素化

質問：規定によれば、黄埔港を揚地港とし、貨物の目的地が番禺・花都・從化・増城となる場合、黄埔港の検疫検疫局で一度検査・検疫を申告し、「入境貨物輸出通知書」を取得の上、これら目的地の検疫検疫局で再度検査・検疫を申告しなければならない。場合により、2社のフォワーダーに関連の手続きを依頼する必要が生じ、企業には二度手間となる。

番禺・花都・從化・増城はいずれも広州市内の行政区であり、天河・越秀等と同様に貨物輸出の手続きを省略し、全ての検査・検疫手続きを揚地港で済ませられるよう簡素化願いたい。

回答：まず初めに、検験と検疫は概念上異なるものであることをご認識願いたい。検疫に関しては、疫病の流入を水際で防ぐために、入境港で行うものである。他方、検験は製品の品質を担当し、通関円滑化を図るべく、企業が申告する目的地で行うものである。次に、広州市は國務院の指示に基づき、検験検疫円滑化を進めているところであり、現在では、入境港または目的地のいずれの地区に属する検験検疫局で一度のみ申告すればいいようになっている。かつてのように二度申告する必要はなくなった。従って、一度のみ申告した後に、入境港にて検疫し、目的地で検験すればいいことになっている。ただし、企業の皆様のご提案にあった、（入境港と目的地が違う区に属する場合）入境港のみにて検験と検疫を一度にやる方法に関しては、当局の認識では、入境港において検験も行うとなると、港の倉庫に相当期間貨物を保管することになる。従って、一度目的地にある自社倉庫に保管し、目的地にある検験検疫局の検験を待つほうが、むしろコストが安くなるのではないかと思う。

7. 入国手続き

質問：白雲空港では、到着便が集中する時間帯に外国人向けの入国審査レーンが大変混雑し、レーンに並んでから審査を終えるまでに20分以上の時間を要することもある。外国人向けレーンを増設するなど入国手続きの迅速化を図って欲しい。

回答：白雲空港の第1ターミナルについて、設計時の予想は一日500万人、しかし、2016年時点では1日1300

万人に達している状況。ラッシュ時の混雑は確かに存在する。これまで、解決策として、国内通路の一つを国際通路に振り返るなど、改善を努めてきたところ。また、2018年2月には、第2号ターミナルが全面開通する予定であり、これであれば、相当人数の国際乗客を振り返ることが可能となり、大幅な改善が可能となる。

8. 就労許可

質問：各メーカーにおいて、エンジニアなど高い技術・ノウハウを持つ年配の駐在員は当地での工場運営に欠かせない人材。しかし、17年4月から施行された外国人就労許可新制度の点数基準によれば、60歳以上の人材には加点がなく、合計が60点に満たずC類に分類される事もある。また、B類に認定されるには60歳未満であることが条件だが、広州市では、62歳程度までは引き続き就労許可証を取得できると聞く。日本の労働人口の高齢化を踏まえると、条件を2年程度緩和してもらっても、年配者の就労制限により工場運営に支障をきたす日系企業は少なくない。新制度の運用に当たっては、当地での企業活動に支障が生じないように、こうした点も考慮願いたい。

回答：まず、制度自体に関して、誤解があるかもしれないので、クラリファイさせていただきたい。A、B、Cランクの分類に関して、もし初めからそれぞれの分類に合致する者であれば、ポイント制が適用されることはない。例えば、イノベーション・企業人材であれば、ポイントのいかににかかわらずAランク人材となる。次に、退職年齢に関して少し説明したい。中国の法定退職年齢は60歳となっている、他方、これに関して対外的に明示的に適用することはなかったし、逆に62歳でも労働許可証を取得できるとも言ったことはない。ただし、現在の外国人管理規定によれば、Aランクに分類される高等人材については、60歳の年齢制限は適用されないとなっている。従って、60歳を超えているとしても、高等人材に関しては、それを証明できる資料を提出し申請して頂きたい。

9. 渋滞対策

質問：開発区と天河区を結ぶ幹線道路の渋滞は年々悪化しており、開発区企業の従業員（駐在員含む）の通勤時間は帰路に1時間を超過する状況が続いている。16年末に地下鉄6号線の延伸区間が開業したが、その効果は出ているのか。今後の渋滞緩和策について、ご教示願いたい。また、大雨時は冠水する箇所が多く、車線も規制され、深刻な渋滞が生じる。その結果、始業時間に間に合わないことも度々発生し、会社の運営に支障をきたしている。幹線道

路の大雨対策についても、ご教示願いたい。

回答：交通渋滞が年々悪化していることは事実。政府としては、今年「5236交通発展戦略」を発表したばかりであり、交通網（高速道路、地下鉄）の整備に取り組んでいる。また、政府としては、三本の特急列車（直行便）を計画中であり、実現すれば、中心地から白雲空港まで8分、広州東駅まで12分で行けるようになる。次に、雨天対策として、地下通路の拡張と排水施設の改善やスマート交通の整備に努めたい。

10. 渋滞対策

質問：ある調査によれば、広州市では毎日250万台の乗用車が通行しているが、うち駐車場を確保できている乗用車は100万台にとどまると言う。広州市における乗用車1台当たりの道路面積は46㎡で東京都とほぼ同じだが、実際には広州市の道路面積の3分の2が違法駐車により占拠されていると言われる。広州市の交通渋滞は常態化しており、車での移動に非常な支障をきたしている。広州市ではナンバープレートの発行件数を月1万台に制限しているが、他に抜本的な対策を検討しているか。なお、日本では車庫証明がなければ、乗用車を購入できない。

回答：ご指摘のとおり、交通渋滞問題は確かに存在。広州市としては、公共交通（地下鉄、バス）の整備、ナンバープレートの発行制限やビッグデータを活用した交通管理などを通じ、計画的に交通問題の改善に努めている。駐車所不足の問題もご指摘のとおり。これは、駐車場の需給バランスの不均衡に起因する。特に、古い地区における駐車場が著しく不足している。サプライ側の改革も必要だと認識している。ご言及のあった車庫証明だが、法体系の欠如や物理的な要因により、すぐには難しい。

